

2017年6月23日
2018年11月20日更新

日本専門医機構認定 麻酔科専門医更新申請について

日本専門医機構より麻酔科領域の更新基準が承認されました。詳細は下記の通りです。

1. 申請資格

- 1) 専門医に登録された後、引き続き麻酔科関連業務に専従＜*注＞していること。
- 2) 更新申請する年の5年前の4月1日から更新申請する年の3月31日までに、所定の実績（勤務実績、専門医共通講習受講実績、麻酔科領域講習受講実績、学術業績・診療以外の活動実績 合計50単位）があること。

*注...専従とは以下に掲げる業務を主たる業務とし週3日以上携わっていることをいい、業務に従事する施設は複数にわたることができます。ただし、基礎的研究にのみ従事している期間は除きます。

- (1) 周術期における麻酔管理に関する臨床
- (2) 疼痛管理に関する臨床
- (3) 集中治療部、救急施設等における重症患者の管理に関する臨床

※臨床研究（国内・海外留学）に携わっている期間は、現時点で専従期間とみなされず、随時審査対象となるため、研究内容証明書（所定様式）・在籍証明書・研究業績（論文のコピー等）を提出ください。

2. 実績

下記の実績50単位が必要となります。

項目	取得単位
i) 診療実績	最小5単位, 最大10単位 ※更新回数に応じて単位付与規定有
ii) 専門医共通講習	最小3単位, 最大10単位 (このうち3単位は必修講習)
iii) 麻酔科領域講習	最小15単位 (上限なし)
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最小6単位 (上限なし) (このうち6単位は学術集会への参加単位)
合計	50単位

3. 診療実績（5年分）

■単一施設で3日以上勤務している場合

手術麻酔・・・臨床実績報告書（症例数のみを記載）

集中治療，救急医療，ペインクリニック・・・臨床実績報告書および症例一覧表 [PDF]
を提出（最大 100 例）

※連続して3回以上の更新を経た専門医（1999年以前に麻酔科専門医を取得し引き続き資格保持者）は，診療実績の10単位を付与します。

■複数施設において合計週3日以上勤務の場合

手術麻酔・・・臨床実績報告書および全症例を提出（施設毎）

集中治療，救急医療，ペインクリニック・・・臨床実績報告書および症例一覧表を提出
（最大 100 例）

診療実績の算定（最小5単位，最大10単位）

- (1) 主担当医，あるいは指導医として担当した麻酔症例1例につき 0.02 単位
（一つの症例につき，主担当医，指導医ともに最大2名まで認める）
- (2) ペインクリニック，入院患者疼痛管理，緩和ケア担当症例1例につき 0.1 単位
集中治療での担当症例1例につき 0.1 単位
救急医療での担当症例1例につき 0.1 単位

※連続して3回以上の更新を経た専門医（1999年以前に麻酔科専門医を取得し引き続き資格保持者）は，診療実績の10単位を付与します。

2) 専門医共通講習受講実績（最小3単位，最大10単位）

ただし，必修3項目（医療安全講習会，感染対策講習会，医療倫理講習会）をそれぞれ1単位以上含むこと

3) 麻酔科領域講習受講実績（最小15単位）

（うち10単位は学会が主催する講習会であること）

4) 学術業績・診療以外の活動実績（最小6単位，上限なし）

・最小6単位は（1）学術集会への参加単位で取得すること。

ただし，参加単位は6単位以上認められません。

・参加実績には，少なくとも1回は日本麻酔科学会 年次学術集会参加を含めること。

- (1) 学術集会への参加（必須 6 単位，上限 6 単位）

学術集会への参加単位は必須 6 単位，上限 6 単位までとする。
また，学会年次学術集会の出席 1 回 3 単位を必須とする。

※年次学術集会の出席：3 単位/1 回 支部学術集会の出席：2 単位/1 回
ただし，上記出席単位は日本専門医機構の単位とする。
認定医・指導医での出席単位は各資格の単位表参照。
- (2) 学術集会等での発表
認められた学術集会等での発表に関して，筆頭演者と第 2 共同演者のみ同じ単位数が算定されます。それぞれの単位数は単位表を確認ください。
※第 2 共同演者：筆頭著者の隣の演者
- (3) 学術雑誌への論文発表
認められた学術雑誌への論文発表に対して，著者全員に算定されますが，筆頭著者，共著者の単位数が異なります。それぞれの単位数は単位表を確認ください。
- (4) 学術雑誌の論文査読
認められた学術雑誌の査読を行った場合，1 論文につき 1 単位算定できます。
認められた学術雑誌は，単位表をご確認ください。
- (5) 専門医試験に関する業務
専門医試験問題作成および，周術期管理チーム認定試験，試験委員・監督など専門医試験に関する業務に携わった場合，1 年度につき認められた単位数が算定できます。
委員委嘱状のコピーを申請時に提出して下さい。
- (6) 講演会等での座長，司会
講演会などで座長，司会を 1 時間以上行った場合，麻酔科領域専門医委員会で審議をし，認められたものに限り，1 開催につき 1 単位の算定ができます。
- (7) 地域や学校などでの学術講演
地域や学校などで 1 時間以上の学術講演を行った場合，麻酔科領域専門医委員会で審議をし，認められたものに限り，1 開催につき 2 単位の算定ができます。申請時に抄録，プログラムのコピーなど講演を行ったことがわかるものを貼り付けて提出して下さい。

(8) 学校の校医業務

学校の校医を1年以上務めた場合、2単位を算定できます。これは2単位より多くは算定できません。申請時に委嘱状のコピーを提出してください。

(9) 日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員

外部委員を行った場合1年度につき2単位算定します。申請時に証明となるものを提出してください。

4. 必要書類（予定）

- 1) 専門医更新認定申請書 1部
- 2) 職務経歴書の写し 1部
- 3) 麻酔経歴書の写し 1部
- 4) 診療実績報告書 ※必要な場合は全症例報告書（5年分）1部
- 5) 専門医実績目録 1部

5. 申請期間

認定期間が終了する年の前年9月1日から10月31日

6. 審査料，登録料

審査料： 20,000円 登録料： 10,000円

7. 専従不足および実績不足による猶予申請

専門医有効期間中に以下の各号に掲げる事由により麻酔科関連の業務に専従できず更新に必要な実績を満たすことができなかつたときは、猶予期間として申請できます。ただし、その期間については専門医と称することはできません。

専門医の更新の猶予を希望する方は、認定期間が終了する年の前年9月1日から10月31日の間に猶予申請を行っていただく必要があります。

猶予期間の上限は2年です。猶予期間の3月31日までに上記実績が満たされた場合、その年の9月1日から10月31日の間に専門医更新申請を行い、合格すれば専門医資格が復活します。

- 1) 妊娠，出産，育児，病氣療養，介護，病院長，学部長等の管理職，災害被災
- 2) 国外留学，海外に居住したとき

※機構からの通知によって変更となる可能性があります。

8. 猶予期間後の資格の再認定

猶予期間2年を超えても更新の実績が満たされない場合、専門医失効後申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに申請年度の学会の年次学術集会に1回、リフレッシャーコース3講習を受講していることを条件に専門医試験（口頭試験・実技試験）を受験し、合格した場合、機構専門医資格を再取得できます。

9. 問い合わせ

問い合わせがある場合は、下記窓口から、カテゴリ「日本専門医機構制度に関するお問い合わせ」を選択いただき、お問い合わせください。

<https://ssl.alpha-prm.jp/anesth.or.jp/inquiry.html>

なお、日本専門医機構へ確認が必要な場合もございます。お問い合わせから返信までにはお時間を頂戴いたしますこと、あらかじめご了承ください。

※電話でのお問い合わせはご遠慮ください。